

三次市教育委員会告示第 27 号

三次市学校関係者評価委員会設置要綱を次のように定める。

平成 20 年 9 月 8 日

三次市教育委員会
委員長 前田 茂

三次市学校関係者評価委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 39 条、第 67 条及び第 79 条並びに三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 16 年教育委員会規則第 13 号。以下「規則」という。）第 3 条の 2 の規定に基づき、学校関係者評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、規則第 3 条に規定する自己評価の客観性を高めるとともに、教職員、地域住民及び保護者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち協力することによって、教育活動その他学校運営の改善が適切に行われるようにすることを目的として学校関係者評価を実施するため、市内各小・中学校に三次市学校関係者評価委員会（以下委員会という）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、各校長の求めに応じ、学校が実施した自己評価について評価

を行うとともに、学校運営状況の改善に向けての意見を述べる。

(組織構成)

第4条 委員会は、各校長が必要と認める人数の委員で構成し、委員長及び副委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員会の委員は、各学校の保護者、地域住民等の当該学校関係者で教育に関する理解と識見のある者のうちから、校長が選任する。その際、当該学校の保護者を必ず委員に選任するものとし、当該学校の教職員、教育委員及び教育委員会事務局職員は委員として選任しない。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償費)

第7条 委員の報償費は、三次市報償費支払い基準により基づき支給する。

(呼称)

第8条 当該学校の委員会について、その趣旨を損なわない範囲で別の呼称を用いることができるものとする。

(運営の基本方針)

第9条 各校長は、学校関係者評価の実施に先立って、自己評価表を作成し、教育活動その他の学校運営状況について、委員会に説明を行う。

(意見聴取事項)

第10条 委員会に意見を求める事項は、各校長(学校)の権限と責任に属する事項とし、教職員人事、予算、授業内容、指導内容等に関する事項の中で、教育委員会及び国の権限に属するものは、意見を求める対象にはならない。

(守秘義務及び個人情報保護)

第11条 委員は、個人情報の保護に関する法律(平成15法律第57号)及び三次市個人情報保護条例(平成17年三次市条例第45号)を遵守し、職務上

知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。